**令和６年度　いじめ防止基本方針**

**まんのう町立長炭小学校**

**いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）**

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**１ いじめ問題に対する基本姿勢**

(1) いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

(3) 日常的に児童一人一人を大切にする意識や態度が重要であることを全教職員が十分認識すること

　(4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

**２　いじめ問題への対応**

**(1) 未然防止　―　つながり、高め合う子どもの育成**

① 学び合う関係の醸成

○ 分からなさを大切にした授業づくりを行います。

○　「みんながいたからできた。」「みんなで考えると楽しい。」という手ごたえを実感させます。

②　規範意識の醸成

　　　 ○　「長炭小のきまり」を共通理解し、みんなで守ろうとする風土を育てます。

　 ○　自分で考えて正しく行動できる力を育てます。

③　挨拶・言葉づかい・清掃での実践的態度の形成

　 ○　子どもが自ら進んでよりよい実践を行おうとする手立てを工夫します。

④　つながる喜びを味わわせるなかよし班活動の推進

○　共感的人間関係を育てます。

　 ○　自己決定の力を育てます。

○　リーダーとしての自覚を育てます。

○　自己有用感を育てます。

⑤ 道徳教育の充実

○　自己理解・他者理解を深め、自立へ向かう力を育てる道徳の授業を工夫します。

　　 ⑥ 情報の共有と児童理解

　○　月1回、現職教育の時間に生徒指導研修を行います。問題傾向を有する児童を中心に情報交換を行い、今後の指導方針について共通理解を図ります。

　○　児童の情報を共有フォルダに集約し全教職員で共有することで、児童一人一人を多面的に見ることに努め、児童理解を深めます。

**(2) 早期発見　―　細やかな観察と情報の共有**

　①下表の視点で細やかに観察し、少しでも気になる点があれば積極的に情報を共有するように努めます。

**【一日の流れから】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一日の流れ | 観察の視点 | |
| 朝の会 | ○遅刻・欠席が増える  ○表情がさえず、うつむきがちになる | ○始業時間ぎりぎりの登校が多い  ○返事・発言の声が小さい |
| 授業開始時 | ○忘れ物が多くなる  ○用具、机、椅子などが散乱している  ○一人だけ遅れて教室に入る | ○涙を流した気配が感じられる  ○周囲が何となくざわついてる  ○席を替えられている |
| 授業中 | ○正しい答えを冷やかされる  ○発言に対し、しらけや嘲笑がみられる  ○責任ある係の選出の際、冷やかしで名前が挙げられる | ○グループ分けで孤立することが多い（机をあわせないなど）  ○保健室によく行くようになる  ○ひどいあだ名で呼ばれる |
| 休み時間 | ○一人でいることが多い  ○用もないのに職員室等に来る  ○遊びの中で孤立しがちある | ○遊びの中で、いつも同じ役をしている  ○わけもなく廊下などを歩いている  ○集中してボールを当てられる |
| 給食時間 | ○食べ物にいたずらをされる  ○その子どもが配膳すると嫌がられる | ○嫌われるメニューの時に多く盛られる  ○グループで食べるとき席を離している |
| 清掃時 | ○目の前にゴミを捨てられる  ○その子の机や椅子がぽつんと残る | ○最後まで一人でする |
| 放課後 | ○顔にすり傷や鼻血の跡がある  ○急いで帰宅する | ○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている  ○用事がないのに学校に残る日がある |

**【児童の様子から】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様子等 | 観察の視点 | |
| 動作や表情 | ○活気がなく、おどおどしている  ○寂しそうな暗い表情をする  ○手遊び等が多くなる  ○視線を合わさない | ○教師と話すとき不安な表情をする  ○独り言を言ったり急に大声を出したりする  ○委員を辞める等やる気を失う |
| 持ち物や服装 | ○教科書等にいたずら書きされる  ○持ち物、靴、傘等を隠される | ○刃物等、危険な物を所持する  ○衣服が乱れたり破れたりしている |
| その他 | ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる  ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある  ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする | ○下足箱や机の中に嫌がらせ手紙等が入っている  ○ＳＮＳのグループから故意に外される  ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる |

※　児童の様子の観察だけでなく、毎月の「えがおしらべ」、必要に応じて個別面談や教育相談を実施するなど、多様な方法により細やかに児童の様子をとらえるようにします。また、年に2回ＱUテスト等を実施し、学級内の人間関係を客観的に把握します。

②　保護者から下表のような視点での相談があった場合は、いじめの可能性を考えて指導に当たるようにします。

**【保護者からの相談（家庭の様子）から】**

|  |
| --- |
| 観察の視点 |
| ○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている  ○ 風呂に入りたがらない（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）  ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている  ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする  ○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く  ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる  ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる  ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする  ○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする  ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする  ○ ナイフ（刃物）などを隠し持っている  ○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え､登校を渋る  ○ 長期休業明けの学期始めや連休明けの週始めに登校を渋る  ○ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする  ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする  ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる  ○ 不審な電話や嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で､急な外出が増える  ○ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ  ○ 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない  ○ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする |

**(3) 早期対応　―　チームによる慎重かつ迅速な対応**

○ 「学校いじめ対策組織」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「学校いじめ対策組織」による対策立案、対応により被害児童を守ります。

○ 被害・加害児童への対応

いじめを受けた児童、報告した児童の心のケアを行うとともに安全を確保し、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行います。

〇 保護者への連絡

いじめの事実を把握した場合は、速やかに関係児童の保護者に連絡し、状況や対応の説明を行い、理解と事後指導の協力を得るよう努めます。

〇 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、SCやSSW等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

**(4) いじめ防止等のための組織**

**いじめ防止対策委員会（常設）**

校　長

教　頭

生徒指導主事・教育相談担当

養護教諭・特別支援教育コーディネーター

□未然防止を中心とした年間行動計画の作成・実行・検証・修正

□いじめの相談・通報の窓口

□計画的なアンケート調査や個人面談の実施

□いじめ早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

□いじめの疑いに係る情報があった場合の情報の共有

□いじめを認知した場合の「学校いじめ対策組織」の立ち上げ

いじめと認知

**外部人材**

・スクールカウンセラー

・スクールソーシャルワーカー

**関係機関**

・教育委員会　　・PTA

・主任児童委員　・医療機関

・児童相談所　　・警察

**関係職員**

・前担任

・教科担当者

　　　　　等

**立ち上げ**

窓口：教頭

**学校いじめ対策組織（特設）**



教頭　　生徒指導主事　　養護教諭

担任　　低･中･高･特支担任から1名

□当該いじめ事案の対応方針の立案・決定

□個人面談による情報収集　　□継続的な支援

□関係保護者への対応　　　　□保護者や地域との連携

□関係機関との連携　＊必要に応じて、警察への協力要請

**(5) 重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）への対処**

○　重大事態が発生した旨をまんのう町教育委員会に速やかに報告します。

　○　学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、まんのう町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

○　町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

**(6) 年間計画**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 未然防止に向けた取組 | **・現職教育の充実（プログラミング的思考の育成・生徒指導研修の充実）**  **・つながる喜びを味わわせるなかよし班活動の推進　・道徳教育の充実**  **・児童情報の共有と多面的な理解　　・児童会がリードする規範意識の醸成** |  |  |  |  |  |  |  | あおやぎ集会 |  |  |  |
| 早期発見に向けた取組 | **えがおしらべ** |  | 第1回　ＱＵテスト |  |  |  | 教育相談週間 | 第二回　ＱＵテスト |  |  | 教育相談週間 | 中学校への引き継ぎ |
| 職員会・学校いじめ対策組織等 | 基本方針の確認 |  |  | 取組評価  **いじめ防止対策委員会** |  |  |  |  | 取組評価 |  |  | 次年度計画  取組評価 |